

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営における公正性と透明性を高めるため、「岩泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の採用や給与の状況等について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用（平成 31 年 4 月 1 日） (人)

区 分	一般行政職	技能労務職	医療職・その他	合 計
新規採用	3	—	3	6
新規再任用	2	0	2	4

イ 職員の退職（平成 30 年度） (人)

区 分	一般行政職	技能労務職	医療職・その他	合 計
定年退職	2	0	2	4
勸奨退職	—	—	—	—
その他	9	0	5	14
計	11	0	7	18

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日） (人)

部 門	平成 31 年 (a)	平成 30 年 (b)	対前年増減 数 (a)－ (b)	主な増減理由
一般行政	148	155	△7	災害復旧業務にかかる体制の変更
教 育	17	17	0	
普通会計計	165	172	△7	
公営企業等会計	28	29	△1	包括支援センター体制の変更
合 計	193	201	△8	

※教育長が特別職となったことから、平成 27 年度から教育長を除く人数となっています。

イ 職員数の推移 (人・%)

年 度 部門別	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	131	138	140	151	155	148	17 (13.0)
教 育	21	19	20	18	17	17	△4 (△19.1)
普通会計計	152	157	160	169	172	165	13 (8.6)
公営企業等会計	26	26	28	27	29	28	2 (7.7)
合 計	178	183	188	196	201	193	15 (8.5)

ウ 一般行政職の級別職員の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
代表的な職	主事補、主事、技師	主任等	主査等	室長等	総括室長等	課長	
職員数	25 人	25 人	17 人	30 人	18 人	10 人	125 人
構成比	20.0%	20.0%	13.6%	24.0%	14.4%	8.0%	100.0%

（注）本表の職員数は、行政職（一）給料表が適用される普通会計の職員数であるため、上表の職員数と一致しません。

2 人事評価の状況（平成 30 年度）

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、平成 30 年度において人事評価に関する研修会を 2 日間開催し、人事評価導入に向けた取り組みを進めています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 30 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H31.3.31 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成 29 年度の人件費率
人 9,281	千円 17,594,382	千円 1,632,198	千円 1,236,866	% 7.0	% 5.6

(2) 給与費の状況（平成 30 年度普通会計決算）

職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 172	千円 614,205	千円 98,414	千円 217,488	千円 930,107	千円 5,407

※ 1 町長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合、公務災害補償の負担金等は給与費には含まれていません。

※ 2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	初任給	経験年数			
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	
一 般 行政職	大 卒	171,600 円	268,800 円	315,800 円	362,600 円
	高 卒	149,900 円	241,400 円	303,300 円	336,200 円

(4) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	296,100 円	341,200 円	41.2 歳
技能労務職	286,600 円	305,500 円	54.6 歳

(5) 主な職員手当の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 6,500 円 2 配偶者以外の扶養親族（子）1 人につき 月額 10,000 円 ※満 16 歳初年度から満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき 5,000 円が加算される。 3 配偶者以外の扶養親族（親等）1 人につき 月額 6,500 円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ月額 27,000 円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 50,000 円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額 30,000 円まで

イ 地域手当

医師、歯科医師に支給されます。

支 給 率	16%
支給対象職員数	1 人
国の支給率	16%

ウ 時間外勤務手当（全会計）

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給されます。

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度
支 給 総 額	40,001 千円	51,285 千円
職員 1 人当たり支給年額	199 千円	261 千円

※ 時間外勤務手当には休日勤務手当を含みます。

エ 特殊勤務手当

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

職員全体に占める手当支給職員の割合	0.50%
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	1,200,000円
手当の種類(手当数)	防疫作業手当、放射線取扱手当、医学研究手当
支給額の多い手当	医学研究手当

オ 期末・勤勉手当の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.300 月分	1.300 月分	2.60 月分
勤勉手当	0.925 月分	0.925 月分	1.85 月分

※ 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

カ 退職手当の状況(平成31年4月1日現在)

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。

区 分		岩 泉 町	国
自 己 都 合	勤続20年	19.6695	19.6695
	勤続25年	28.0395	28.0395
	勤続35年	39.7575	39.7575
	最高限度	47.709	47.709
勸 奨 ・ 定 年	勤続20年	24.586875	24.586875
	勤続25年	33.27075	33.27075
	勤続35年	47.709	47.709
	最高限度	47.709	47.709

キ 退職手当の1人当たり平均支給額(平成30年度退職)

自 己 都 合	勸 奨 定 年
5,959千円	14,374千円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		報 酬 等 月 額	期 末 手 当
給 料	町 長	690,000円	6月期 1.675月分
	副町長	555,000円	12月期 1.675月分
	教育長	525,000円	計 3.35月分

区 分		報 酬 等 月 額	期 末 手 当
報 酬	議 長	279,000 円	6 月期 1.675 月分
	副 議 長	226,000 円	12 月期 1.675 月分
	議 員	210,000 円	計 3.35 月分

4 勤務時間その他の勤務条件の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項）

イ 職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。なお、この勤務時間中に正午から 1 時間の休憩時間を置く。（職員の勤務時間に関する規程第 2 条）

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日）

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
5,910.3 日	1,581.3 日	155 人	10.2 日	26.8%

※ 対象職員は「勤務条件等に関する調査」と同様としています。

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（平成 30 年度）

ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要な期間

イ 裁判員、証人等で国会、裁判所へ出頭する場合 必要な期間

ウ 予防接種、健康診断を受ける場合 必要と認められる期間

エ 骨髄提供者となる場合 必要と認められる期間

オ ボランティア活動に参加する場合 一の年において 5 日の範囲内の期間

カ 結婚する場合 連続する 5 日の範囲内の期間

キ 妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合 10 日の範囲内の期間

ク 母子保健法による検診等を受ける場合 町長の定める範囲内の期間

ケ 妊娠中職員の休息、補食の場合 必要な時間の範囲内の期間

コ 妊娠中職員が利用する交通機関の混雑が母体等の健康に影響があるとき 1 日 1 時間以内

サ 産前の場合 6 週間（母性保護の必要がある場合 8 週間、多胎妊娠 14 週間）

シ 産後の場合 8 週間

ス 生後 1 年 6 月に達しない子を育てる場合 1 日 2 回それぞれ 1 時間の期間

セ 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子の看護をする場合 一の年において 5 日の範囲内の期間

ソ 要介護者の世話をする場合 一の年において 5 日の範囲内の期間

タ 小学校入学前の子が予防接種等を受ける場合 必要と認められる期間

チ 生理休暇 2 日の範囲内の期間

- ツ 妻が出産する場合 3日の範囲内の期間
- テ 妻の出産に伴い育児に参加する場合 5日の範囲内の期間（出産予定日の6週間（母性保護の必要がある場合8週間、多胎妊娠14週間）前から産後8週間の間）
- ト 親族が死亡した場合 死亡した親族に応じて定められた期間（1日～10日）
- ナ 配偶者、父母又は子を追悼する場合 1日の範囲内の期間
- ニ 夏季における心身の健康の維持・増進等の場合 一の年の7月～9月までの原則として連続する3日の範囲内の期間
- ヌ 災害により滅失損壊した住居の復旧作業等の場合 7日の範囲内
- ネ 災害等により出勤困難な場合 必要と認められる期間
- ノ 災害等による通勤途上の危険回避 必要と認められる期間

(4) 育児休業の状況（平成30年度）

ア 育児休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成30年度中に新たに育児休業を取得した職員	—	1	1
平成29年度から引き続き育児休業を取得している職員	—	7	7

イ 育児休業の承認期間（平成30年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
	取得職員数	—	—	—	1	—	

(5) 介護休暇の取得状況

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができますが、平成30年度に取得した職員はありませんでした。

5 分限及び懲戒処分状況（平成30年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			2		2
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
計	0	0	2	0	0

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正						0
一般服務違反関係						0
一般非行関係						0
収賄等関係						0
道路交通法違反等						0
監督責任						0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 刑事処分者数

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収賄による場合					0
横領による場合					0
傷害・暴行による場合					0
公職選挙法違反による場合					0
道路交通法違反による場合					0
その他					0
計	0	0	0	0	0

6 服務の状況（平成 30 年度）

服務規律遵守のための取組み状況

すべての職員は「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で職務に専念しなければなりません。この服務規程をはじめ、職員研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。

7 退職管理の状況（平成 30 年度）

地方公務員法の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）に伴い、職員の退職管理に努めています。

8 研修及び勤務成績の評定の状況（平成 30 年度）

岩手県市町村職員研修協議会、東北自治研修所及び市町村アカデミーなどが開催する研修への参加により、職員の資質向上等に努めています。

(1) 研修の実施状況

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
新規採用職員研修（前期・後期）	2回	7日	9人
一般職員研修基礎Ⅰ	1回	3日	12人
一般職員研修基礎Ⅱ	1回	3日	11人
一般職員研修基礎Ⅲ	1回	3日	5人
監督者級研修	1回	3日	1人

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
管理者級研修	1回	2日	2人
人事事務研修	1回	2日	1人
財務事務研修	1回	3日	1人
財産管理事務研修	1回	1日	1人
契約事務研修	1回	1日	3人
新任広報担当者研修	1回	2日	1人
広報担当者研修	1回	1日	1人
クレーム対応研修	1回	1日	2人
メンタルヘルス研修	1回	1日	1人
公営企業研修	1回	2日	1人
税務事務研修	1回	2日	3人
管理者級能力開発講座	1回	2日	3人
監督者級選抜講座 (OJT・コーチング)	1回	2日	1人
監督者級選抜講座 (OJT・コーチング・ファシリテーション)	1回	3日	1人
人事評価研修	1回	2日	1人
公務員倫理指導者養成研修	1回	3日	1人
管理・監督者研修 (働き方改革マネジメントコース)	1回	2日	1人
ハラスメント防止指導者養成研修	1回	2日	1人
法令実務 A (基礎)	1回	5日	1人
上下水道事業の経営管理	1回	5日	1人
法務特別セミナー	1回	2日	1人
岩手県高齢者サポート拠点職員等研修	1回	1日	3人
パソコン研修	1回	2日	1人
市町村職員研修会	1回	1日	5人
甲種防火管理 (新規講習)	1回	2日	2人
甲種防火管理 (再講習)	1回	1日	2人
木造家屋評価実務研修	1回	2日	1人
地方自治体における人材育成セミナー	1回	1日	1人
メンタルヘルス講習会 (基礎編)	1回	1日	4人
メンタルヘルス講習会 (実践コース)	1回	1日	1人
包括的支援体制構築事業にかかる研修会	1回	2日	1人
《町単独研修》			
新規採用職員研修	1回	3日	6人
整理力向上研修	1回	1日	27人
コミュニケーション研修	1回	1日	29人
人事評価研修	2回	2日	154人
組織力の強化について	1回	1日	34人

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
協議資料づくりのポイント	1回	1日	25人
岩泉の未来を考えるワークショップ	1回	1日	22人
ハラスメント防止対策研修	1回	1日	14人
交通安全研修	1回	1日	29人
運転適性検査	1回	1日	19人
地方財務研修	5回	5日	197人
伝票作成研修	1回	1日	41人
コミュニケーション研修	2回	2日	21人
最新技術の導入事例	1回	1日	19人
接遇研修	1回	1日	24人
検診結果の見方・活かし方	1回	1日	13人
昭島市くじら祭(物販等接客研修)	1回	4日	1人
昭島市産業まつり(物販等接客研修)	1回	4日	1人
計	61回	111日	764人

9 福祉及び利益の保護の状況(平成30年度)

(1) 職員の健康診断の状況

種別	対象職員数	受診者数	受診率
子宮ガン検診	75人	35人	46.7%
乳ガン検診	43人	21人	48.8%
胃検診	141人	82人	58.2%
循環器系健診	202人	190人	94.1%
ストレスチェック	196人	192人	98.0%

(2) 職員の福利厚生事業の状況(一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構への負担金の状況)

主な事業	町負担金
ライフプラン支援事業(生涯福祉に関する事業の企画及び支援)	(30年度負担金総額) 3,685千円 (負担金率) (4~3月) 標準報酬月額×4.7/1000
給付事業(結婚祝金、出産給付金、弔慰金、遺児育英金)	
健診・健康支援事業(生活習慣病予防健診等)	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	

(3) 公務災害補償の状況(地方公務員災害補償基金による補償の状況)

	義務教育外学校職員	電気・ガス水道職員	その他の職員	計
認定件数	1件	0件	2件	3件

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

本町では、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を岩手県に委託しています。

10 職員の競争試験及び選考の状況（平成 30 年度）

試験区分	採用 予定 人数	第一次試験				第二次試験		最 終 倍 率 B/D
		申込者数	受験者数	合格者数	倍率	受験者数	合格者数 D	
		A	B	C	B/C			
中級保育士	2 人	5 人	5 人	3 人	1.7 倍	3 人	2 人	2.5 倍
初級事務	若干名	6 人	6 人	2 人	3.0 倍	2 人	2 人	3 倍
初級事務	3 人	3 人	3 人	3 人	1.0 倍	2 人	2 人	1.5 倍
初級事務 (障がい者枠)	1 人	2 人	2 人	0 人	0 倍	0 人	0 人	0 倍
初級事務 (森林環境・任期付)	1 人	2 人	2 人	2 人	1.0 倍	1 人	1 人	2 倍
初級事務 (障がい者枠・任期付)	2 人	0 人	0 人	0 人	0 倍	0 人	0 人	0 倍
計	9 人	12 人	12 人	8 人	1.5 倍	6 人	5 人	2.4 倍